議員提出議案第3号

桑名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

標記の議案を次のとおり、地方自治法第 112 条及び桑名市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出します。

平成30年7月3日 提出

提出者	桑名市議会議員	南	澤	幸	美
賛成者	同	伊	藤	真	人
	司	飯	田	尚	人
	司	伊	藤	研	司
	同	飯	田	_	美
	司	石	田	正	子
	同	畑		紀	子

桑名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 桑名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成16年桑名市条例第43号)の 一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(議員報酬の減額)

第6条 議会が、議員の行為を桑名市議会議員政治倫理条例(平成23年桑名市条例第22号)第5条に 規定する政治倫理基準に違反すると認めた場合の当該議員の議員報酬は、第2条の議員報酬に100 分の50を乗じた額とし、その期間は、6箇月を超えない範囲内で議長が別に定める期間とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

参考

(改正のあらまし)

桑名市議会議員政治倫理条例(平成23年桑名市条例第22号)第12条における市民の信頼を回復するための必要な措置を定めるため、所要の改正を行うものであります。

改正前	改正後
(第5条) (期末手当) 第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12 月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が満了したこれらの者についても、同様とする。 2 前項の規定により支給する期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、それぞれその日現在)における議員報酬月額に、その議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額に、一般職の職員の期末手当の支給の例により在職期間に応じて一定の割合を乗じて得た額とする。 (1)6月100分の157.5 (2)12月100分の172.5 3 前項において、任期満了等の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了等による選挙により再び議員となった者に支給する当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。	(議員報酬の減額) 第6条 議会が、議員の行為を桑名市議会議員政治倫理条例(平成23年桑名市条例第22号)第5 条に規定する政治倫理基準に違反すると認めた場合の当該議員の議員報酬は、第2条の議員報酬に100分の50を乗じた額とし、その期間は、6箇月を超えない範囲内で議長が別に定める期間とする。
(第6条) (支給方法) 第6条 この条例に定めるもののほか、議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。	<u>第7条</u>